平成２３年（フ）第１１４５号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目８番29号
債務者　有限会社小島軍手商事
代表者代表取締役　小島　義照
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月29日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３号
千葉県山武市松尾町大堤95番地
債務者　有限会社インテリア松伊
代表者取締役　大木　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時30分
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
香川県高松市小村町465番地１
債務者　株式会社キュービック
代表者代表取締役　村上　憲司
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尊載
4　破産債権の届出期間　平成23年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月４日午後２時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第７３号
山口県防府市佐波１丁目15番13号
債務者　松本畜産興業株式会社
代表者代表取締役　松本　睦生
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
広島市安佐南区祇園１丁目28番７号
債務者　株式会社ジュオン
代表者代表取締役　西本　徹郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　唯志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
広島市安佐南区祇園１丁目28番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目３番22号
債務者　株式会社コスモエース
代表者代表取締役　西本　徹郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　唯志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０７号
神戸市中央区小野浜町18番２号
債務者　株式会社メヴィウス
代表者代表取締役　頼國　達義
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　清彦
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８７号
兵庫県美方郡新温泉町湯1227番地
債務者　株式会社みよしや旅館
代表者代表取締役　朝野　泰弘
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　破産債権の届出期間　平成23年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９号
釧路市文苑１丁目10番21号
債務者　有限会社文苑マイカーセンター
代表者代表取締役　鳴川　則夫
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後４時15分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
福島県郡山市富久山町久保田字上野136番地１
債務者　株式会社阿部写真
代表者代表取締役　阿部　澄子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉津　健三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前10時50分
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
東京都江東区潮見２丁目10番15号
債務者　株式会社プロマインド
代表者代表取締役　池田　照吉
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊島　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後４時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０６号
さいたま市岩槻区大字上野981番地の２
債務者　株式会社カネキュー
代表者代表取締役　久保田正直
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
堺市南区若松台１丁４番７―310号
債務者　有限会社ハート・トゥー・ハート
代表者代表取締役　玉木　順治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
堺市中区土師町４丁22番16号
債務者　ワールドリビング株式会社
代表者代表取締役　松本真一郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安若多加志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係